

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式（その2）長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステムに使用する端末のうち令和2年3月23日から長期継続契約にて借入れを行っている101台について、令和5年3月末をもって契約期間を満了となったことから、令和5年4月1日から令和6年3月末まで再リースを行っているところである。

当該機器については、スケールメリットをはかるために、現在別途長期継続契約中の端末147台（令和2年1月1日～令和6年12月末）と合わせて、令和8年1月1日から機器更新を一括で行うこととしており、現行機器を継続してリース提供できるのは所有者であるNEC キャピタルソリューション株式会社のみである。

以上のことから、本件はリース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍先例全集ほか2点（追録）買入

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社ぎょうせいと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

日本行政区画便覧ほか 4 点（追録）買入

2 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

当該書籍は出版元である日本加除出版株式会社または加盟書店においてのみ定価の金額で販売されているものであるが、出版元の日本加除出版株式会社から定期購読を行う場合のみ定価よりも安価な価格で購入することができる。

以上の理由から、出版元から特別価格での購入が可能であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定されるその性質又は目的が競争入札に適しないものであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）